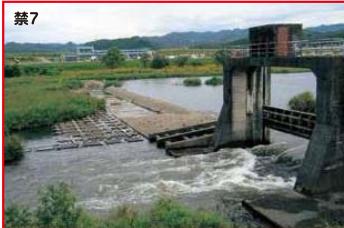




禁11



禁7

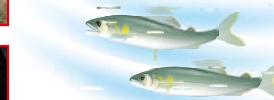


禁3

A photograph showing a small waterfall or dam on a river, with water cascading over rocks and flowing downstream. The surrounding area is lush with green and autumn-colored trees.

A photograph showing a small dam or weir across a river. Water is cascading over the structure, creating white foam. The background consists of dense green trees.

1



※禁1～禁11の「鳥取県漁業調整規則」に違反した者は「6ヶ月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」こととなっています。
(ただし禁8を除く)



千代川の漁業権を有する
漁場の範囲は河口までです。

…アユ放流区



平成26年よりあゆ漁は
9月26日～翌年5月31日
まで**全面禁漁**です
(※詳しくは裏面をお読みください)

(※詳しくは裏面をお読みください)



禁



千代川水系禁止区域(禁)

禁 止 区 域	禁止期間
八ヶ浦市智頭町大字智頭のかんがい用えん堤(閨瀬岸)上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域	
八ヶ浦市智頭町大字市畠島川のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	
鳥取市用賀町安蔵のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域	
鳥取市若桜町大字植木前の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	1/1~12/31
鳥取市八頭町南の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域	
鳥取郡八頭町安仁宿の中国電力株式会社設置の放水路及び同放水路上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市河原町曳田の水元手がんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から、上流240メートルの地点と、上流35メートルの地点との間の区域	
鳥取市河原町片山のかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	4/1~6/30
鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流1,800メートルの区域	9/26~11/1
鳥取市秋吉の潮止めえん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	2/1~5/31

- 鳥市用田町用浜の御所川頭から下流端
から1,700メートル下流の同町同町
瀧原の水構成川上端までの区域
- 八頭郡八頭町駿河の金ヶ崎地橋下流
端から500メートル下流の徳丸川
と八頭川との合流点までの区域
- 八頭郡八頭町日田の金ヶ崎地橋上流
700メートル下流の神奈川橋から
200メートル下流の同町駿河の6

禁止漁具又は漁法】 単釣(友釣り又は毛針釣りに限る。)以外の漁法により行ってはならない。 【対象魚種】 あゆ	若狭鉄道第3八束橋梁上流端までの区域 ■農林市河原町河原の出合橋下端から550メートル下流の同じ向田町窓原河原にある国土交通省が設置した袋河原水位流量観測所までの区域
---	--

- 八頭郡若狭町大字浅井の川下流取水口下流距離が約1,500メートル下流の同大字若狭の現道上に立派な橋が架まっている。
- 駒越町駒越大字南町の南北両側下流距か1,150メートル下流の同町大字駒越の現道上に立派な橋が架まっている。
- 島崎町島崎大字入之郷下流距か1,150メートル下流の同町

加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域	
友釣りアリマーは使用禁止	
禁止漁具又は漁法 ルアーバイゴ以外の漁法により行なわれるようご協力を願います。 対象魚種 深海魚	●八頭郡若桜町大字若桜の赤松橋下流端から下流530メートルまでの区間 3/1~6/14